

(商業動態統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更内容について

商業動態統計調査（以下「本調査」という。）は、令和3年（2021年）1月分調査から、「報告を求める事項」について、以下のとおり変更する計画である。

(1) 品目の細分化

丁2調査（家電大型専門店対象）で把握する「月間商品販売額」の品目について、従来の6品目から12品目に細分化する。

表1 丁2調査の品目の見直し案

項目	現行	変更（案）
1 月間商品販売額	① AV家電	①-1 ビジュアル家電（テレビ、プロジェクター等）
		①-2 オーディオ家電（ミニコンポ・セットコンポ、スピーカー等）
	② 情報家電	②-1 情報家電本体（パソコン、テレビゲーム機本体等）
		②-2 情報家電周辺機器（プリンタ、キーボード等）
	③ 通信家電	③ 通信家電（携帯電話・スマートフォン、モバイルルーター等）
	④ カメラ類	④ カメラ類（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等）
	⑤ 生活家電	⑤-1 家事家電（洗濯機、掃除機等）
		⑤-2 調理家電（冷蔵庫、炊飯器等）
		⑤-3 理美容家電（シェーバー、ドライヤー等）
		⑤-4 季節家電（エアコン、扇風機等）
	⑥ その他	⑥-1 住宅設備家電（照明器具、温水洗浄便座等）
		⑥-2 その他（電池、管球等）

(審査状況)

データの精緻化による利活用の利便性向上の観点から、おおむね適切と考えるが、細分化した品目での報告者の回答可能性の是非や想定される利活用等について、確認する必要がある。

(論点)

- a 品目を細分化する理由は何か。また、どのような利活用を想定しているのか。
- b 報告義務者にとって、今回の細分化した品目で商品販売額の回答が可能かどうか、検証しているのか。また、報告者の記入負担が過度に重くはないか。

(2) 調査事項の削除

丁2調査、丁3調査（ドラッグストア対象）及び丁4調査（ホームセンター対象）において把握している「期末商品手持額」について、報告者の記入負担の軽減の観点から、削除する。

(審査状況)

報告者の記入負担の軽減を図るために削除することは、おおむね適切と考えるが、調査結果の利活用の観点から支障はないか、確認する必要がある。

(論点)

- a 平成27年の丁2調査、丁3調査及び丁4調査の創設当時、「期末商品手持額」を調査事項に設定した経緯・背景事情は何か。また、今回削除するに至った理由は何か。
- b 丁2～丁4調査の創設当時、これら調査で把握した「期末商品手持額」については、QEへの利用、景気動向把握のための在庫分析、商品回転率の算出による生産性分析等への利活用が想定されていたが、実際の利活用はどうだったのか。
- c 「期末商品手持額」を削除することで、今後、結果の利活用の面で支障は生じないのか。特に、国内の在庫状況を推計している国民経済計算において、支障は生じないのか。
- d 「期末商品手持額」の報告者からの回答状況はどのようになっているのか。また、本調査事項を報告することについて、報告者からどのような意見が寄せられているのか。

2 前回答申時に指摘されている検討課題について

本調査については、前回答申（統計委員会諮問第134号の答申（令和元年12月20日付け統計委第15号））において、以下の検討課題が指摘されている。

表2 前回答申時に指摘されている検討課題

1 調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。また、調査区調査が廃止される中、下記3に指摘するとおり、事業所母集団データベースの活用等による新設・廃業事業所の把握方法についても検討すること。

2 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

3 母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス - 活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること。

4 公表の早期化に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

（審査状況）

これについては、令和2年3月分調査以降の新たな調査計画に基づく本調査の実施後に検討が求められていることから、引き続き、今後の課題として検討を求めることが考えられる。